

# 生活系（家庭）ごみ処理費用の適正負担について

～資源が循環するまちづくりを目指して～

## 粗大ごみ処理費用の適正負担に係る検討事項

---

---

令和元年度 第2回郡山市廃棄物減量等推進審議会

令和元年7月12日

郡山市生活環境部3R推進課



3Rフェスティバル2018 ポスターの部  
最優秀作品 薫小5年(当時) 伊藤愛奈子さん

## ～目次～

1	ごみ処理の現状	
1-1	ごみ処理を取り巻く状況	p 3
1-2	郡山市のごみ処理の現状	p 4
1-3	ごみ処理の現状及び目標	p 5
2	ごみ減量化について	
2-1	ごみ減量化の推進について	p 6
2-2	ごみ減量推進のために今後検討が必要な課題	p 7
3	ごみ処理費用の適正負担(有料化)について	
3-1	ごみ処理費用の適正負担(有料化)の導入状況	p 8
3-2	期待される効果	p 9
4	粗大ごみ処理の現状	
4-1	粗大ごみとは	p 10
4-2	粗大ごみ処理の流れ(現行)	p 11
4-3	粗大ごみ収集の現状(申込回数等)	p 12
4-4	粗大ごみ収集の現状(品目等)	p 13
5	粗大ごみの減量効果(想定)及び削減予想	p 14
6	粗大ごみ処理費用の適正負担導入に伴う 懸念事項への対応	p 15
7	審議していただきたい事項	p 16
7-1	費用負担割合	p 17
7-2	手数料の設定方法	p 19
7-3	手数料の納付方法	p 23
8	自己搬入の無料化の廃止について	p 27

# 1 ごみ処理の現状

## 1-1 ごみ処理を取り巻く状況

### ◆ 埋立処分場の残余容量のひっ迫

河内埋立処分場は残余容量がひっ迫しており、拡張事業を計画しているが、可能な限り長期間に渡り延命化を図る必要がある。

### 市の状況

### ◆ 「プラスチック資源循環戦略」策定

3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則に、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題への対応を目指す。（資料編p2）

### 国の状況

### ◆ SDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標）では、ゴール12つくる責任つかう責任のターゲット5で廃棄物の発生抑制、ターゲット3で食品ロスの半減が求められており、各分野でごみ減量が求められている。（資料編p4）

### ◆ 温室効果ガスの削減

2015年にCOP21で「パリ協定」が採択され、廃棄物処理においても、焼却施設、車両による収集運搬等での温室効果ガスの排出抑制が求められている。（資料編p4）

### 世界の状況

### ◆ 一人当たりごみ量の増加

東日本大震災以降、市民一人当たりのごみ量が増大し、その後減少傾向にはあるものの、震災後8年を経過した現在でも全中核市中ワースト2位の不名誉な状況である。

### ◆ 「食品ロスの削減に関する法律」公布

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。（資料編p3）

### ◆ 「レジ袋有料化」

20か国・地域（G20）エネルギー・環境閣僚会合において、世耕経済産業大臣が、全国のスーパーやコンビニなど、小売店で使われるプラスチック製レジ袋について、早ければ来年4月から有料化を義務づける方針を表明。

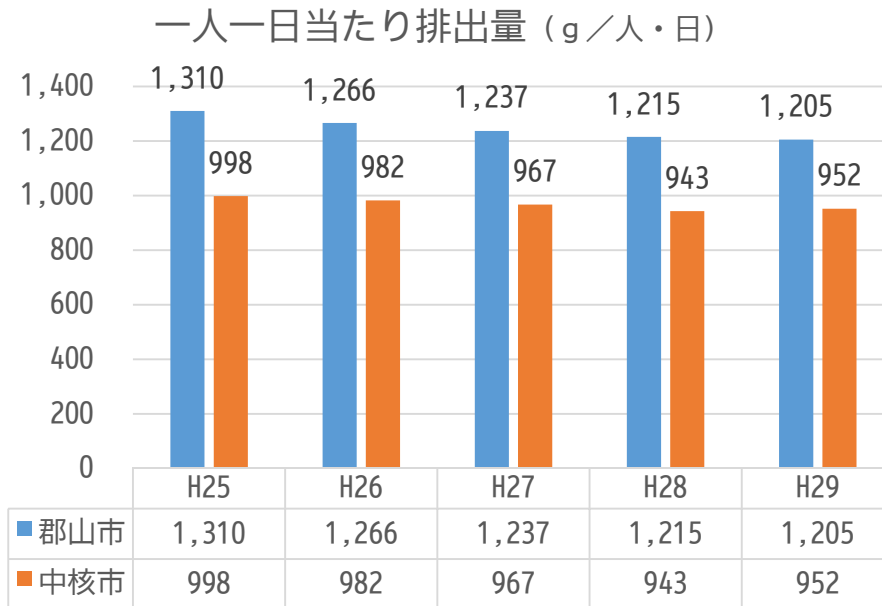
より一層の廃棄物の減量と資源化の促進が求められている。

# 1 ごみ処理の現状

## 1-2 郡山市のごみ処理の現状

平成29年度郡山市のごみ量の現状（資料編p5～6）  
（中核市54市中、集団回収量含む、一人一日あたり）

ごみ総排出量	1,205 g (53位)	中核市平均 952 g	→ +253 g (+26.6%)
生活系ごみ排出量	774 g (53位)	中核市平均 645 g	→ +129 g (+20.0%)
事業系ごみ排出量	432 g (52位)	中核市平均 307 g	→ +125 g (+40.7%)

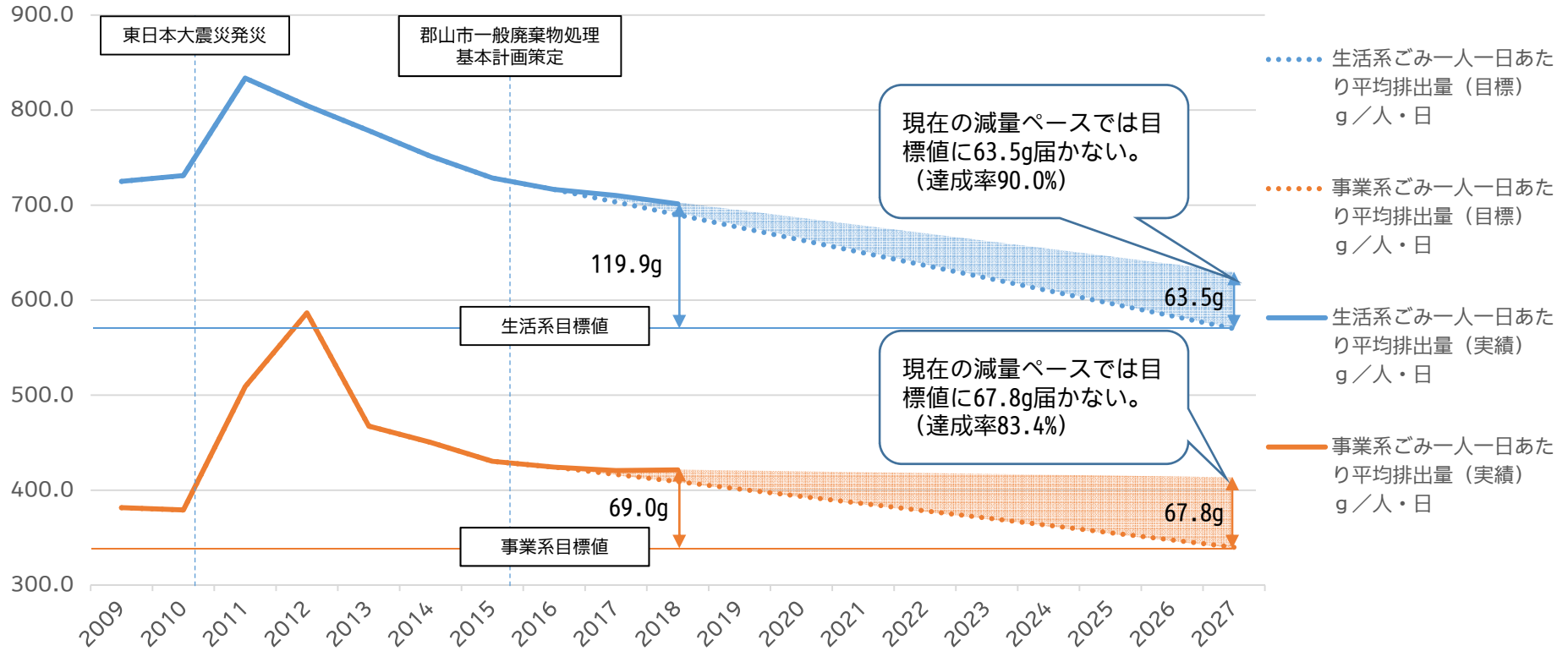


郡山市の一人一日あたりのごみ量は減少傾向にあるものの、依然として他の中核市より多い。

# 1 ごみ処理の現状

## 1-3 ごみ処理の現状及び目標 (資料編p9)

郡山市一般廃棄物処理基本計画 目標値及び実績値グラフ



項目	単位	2017	2018	2019	...	2026	2027
生活系ごみ目標値(A)	g/人・日	703.2	689.9	676.5		583.3	570.0
生活系ごみ実績値(B)	g/人・日	710.2	701.4				
目標達成率(A)/(B)	%	99.0	98.4				
計画と実績の差	g/人・日	+7.0	+11.5				

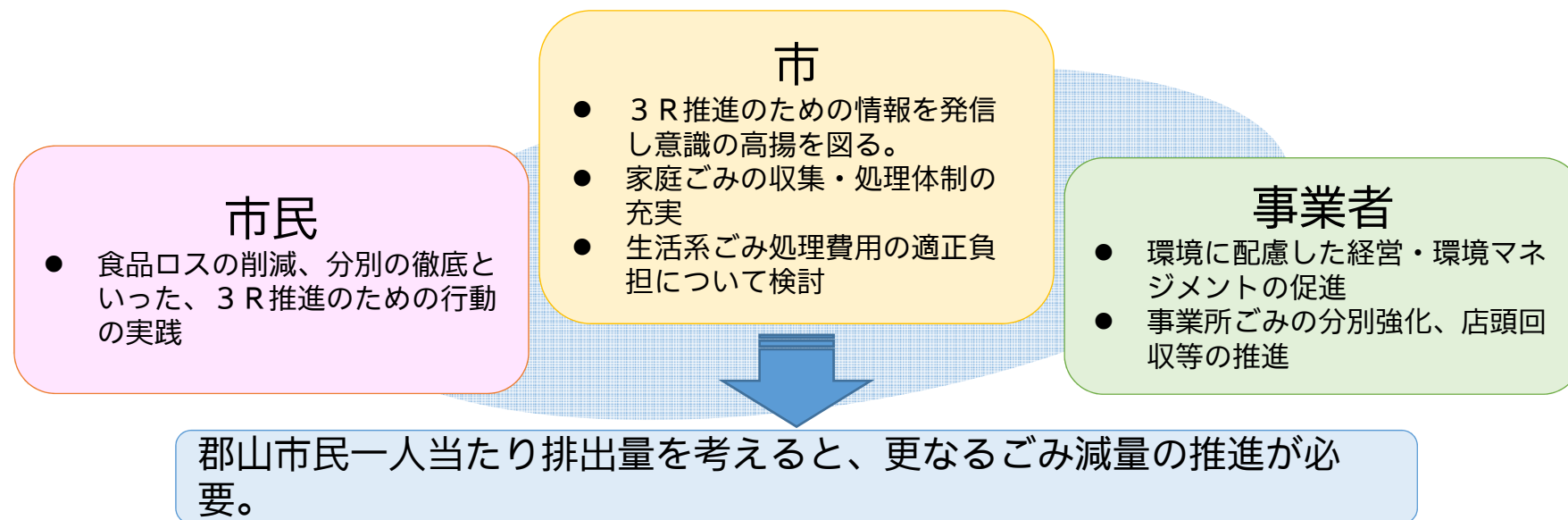
項目	単位	2017	2018	2019	...	2026	2027
事業系ごみ目標値(A)	g/人・日	416.6	409.0	401.3		347.7	340.0
事業系ごみ実績値(B)	g/人・日	420.6	421.3				
目標達成率(A)/(B)	%	99.0	97.1				
計画と実績の差	g/人・日	+4.0	+12.3				

## 2 ごみ減量化について

### 2-1 ごみ減量化の推進について

#### ◆ 郡山市一般廃棄物処理基本計画の策定（2018年4月施行）

これまで郡山市が取組んできたごみ減量施策の評価を踏まえ、新計画では2027年度を目標年度とする数値目標及び重点施策を示し、行政・市民・事業者がそれぞれの役割のもと、より一層のごみ減量に取り組むことを明確化。（資料編p7～9）



#### 更なるごみ減量の推進を図るには

#### ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（抜粋）平成28年1月21日改正 環境省告示第7号

「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、**一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。**」

## 2 ごみ減量化について

### 2-2 ごみ減量推進のために今後検討が必要な事項

3 R	項目	優先順位
リデュース (Reduce) …排出抑制	粗大ごみ処理費用の適正負担 (有料化) の導入	1
	分別の徹底及び違反ごみ等への対応	1
	指定ごみ袋の導入等、適正負担 (有料化) 対象の拡大	2
	市民及び事業者等との効果的な意見交換及び推進体制の構築	2
リユース (Reuse) …再使用	粗大ごみリユース事業の見直し	2
	事業者と連携したリユース体制の研究	2
リサイクル (Recycle) …再資源化	資源物分類区分の見直し及び厳格化	3
	最新技術の研究及び検討	3
	市民及び事業者等の優良な取組の研究	3

時期	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
粗大ごみ 有料化	計画 適正負担導入に係る 審議及び制度設計	実行 適正負担 導入初年度	評価 改善		
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別の徹底及び違反ごみ等への対応</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>適正負担 (有料化) 対象の拡大</li> <li>市民及び事業者等との意見交換体制の構築</li> <li>リユース事業の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源物分類区分の見直し及び厳格化</li> <li>最新技術の研究及び検討</li> <li>市民及び事業者等の優良な取組の研究</li> </ul>	

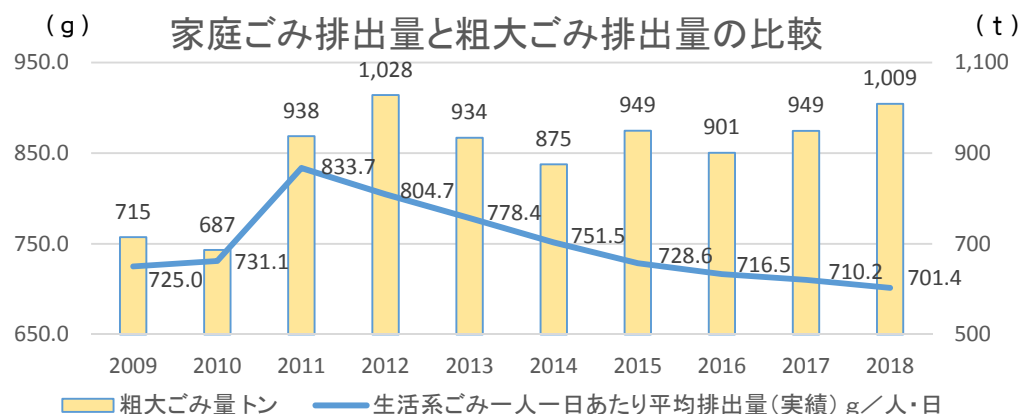
2019年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
審議会	第1回 審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>諮問</li> <li>ごみの現状について</li> <li>適正負担の効果と課題等</li> </ul>		第2回 審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ処理費用の適正負担 (有料化の導入)</li> <li>分別の徹底及び違反ごみ等への対応</li> <li>その他</li> </ul>	第3回 審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ処理費用の適正負担 (有料化の導入)</li> <li>分別の徹底及び違反ごみ等への対応</li> <li>その他</li> </ul>		第4回 審議		第5回 審議

# 3 ごみ処理費用の適正負担（有料化）について

## 3-1 ごみ処理費用の適正負担（有料化）の導入状況

### なぜ粗大ごみから始めるのか

家庭ごみ量（青折れ線グラフ）が減少している中、粗大ごみ量（棒グラフ）は増加傾向にあり、特に発生抑制が求められている。



### (1) 中核市の導入状況 (※1)

項目	自治体数	割合 (%)
中核市の数	54	—
可燃ごみ、不燃ごみの収集を有料としている自治体	16	29.6
粗大ごみを有料としている自治体	44	81.5

(※1) 中核市の状況は2018年岐阜市調査を元に集計。(以下同じ、資料編 p10~11)

### (2) 県内他市の導入状況 (※2)

項目	自治体数	割合 (%)	備考
市の数	13	—	
可燃ごみ、不燃ごみの収集を有料としている自治体	2	15.4	白河市、田村市
粗大ごみを有料としている自治体	7	53.8	いわき市、白河市、喜多方市、二本松市 (※3)、田村市、南相馬市、本宮市 (※3)

(※2) 県内他市の状況は、令和元年6月6日から17日にかけて、ウェブサイト閲覧、電話での聞き取りにより調査。(以下同じ、資料編 p12)

(※3) 二本松市、本宮市は、共に安達地方広域行政組合が処理。



### 3 ごみ処理費用の適正負担（有料化）について

#### （3）期待される効果

##### 発生抑制や再生利用の推進

- 費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、ごみの排出抑制が期待される。
- 粗大ごみは、修理すれば長く使える物や、民間のリサイクル（リユース）ショップでの買い取りが行われている物が多く、**処理費用の適正負担を求めることにより、リユース等の取り組みの加速が期待される。**

##### その他の波及効果

- 環境負荷及び収集運搬処理費用の低減
- 手数料収入の廃棄物関連施策への財源の充当

##### 負担の公平性の確保

- ごみの排出量に応じて費用負担をするという受益者負担に応じた公平性が確保される。
- 粗大ごみは他の家庭ごみと比較すると、**発生機会が限られており、処理費用を要することへ市民の同意が比較的得やすいと思われる。**

##### 住民の意識改革

- 処理費用の負担が発生することにより、ごみ処理費用を意識する機会が増え、分別や資源化による排出抑制の意識改革が期待される。
- ごみ減量のために処理費用の適正負担の導入姿勢を明らかにすることで、**粗大ごみ以外でもごみ減量のための意識改革が期待される。**
- 環境保全やコスト意識が生まれ、意識改革が期待される。

## 4 粗大ごみの処理の現状

### 4-1 粗大ごみとは

法における廃棄物の類型の一つ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）  
（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、**粗大ごみ**、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。

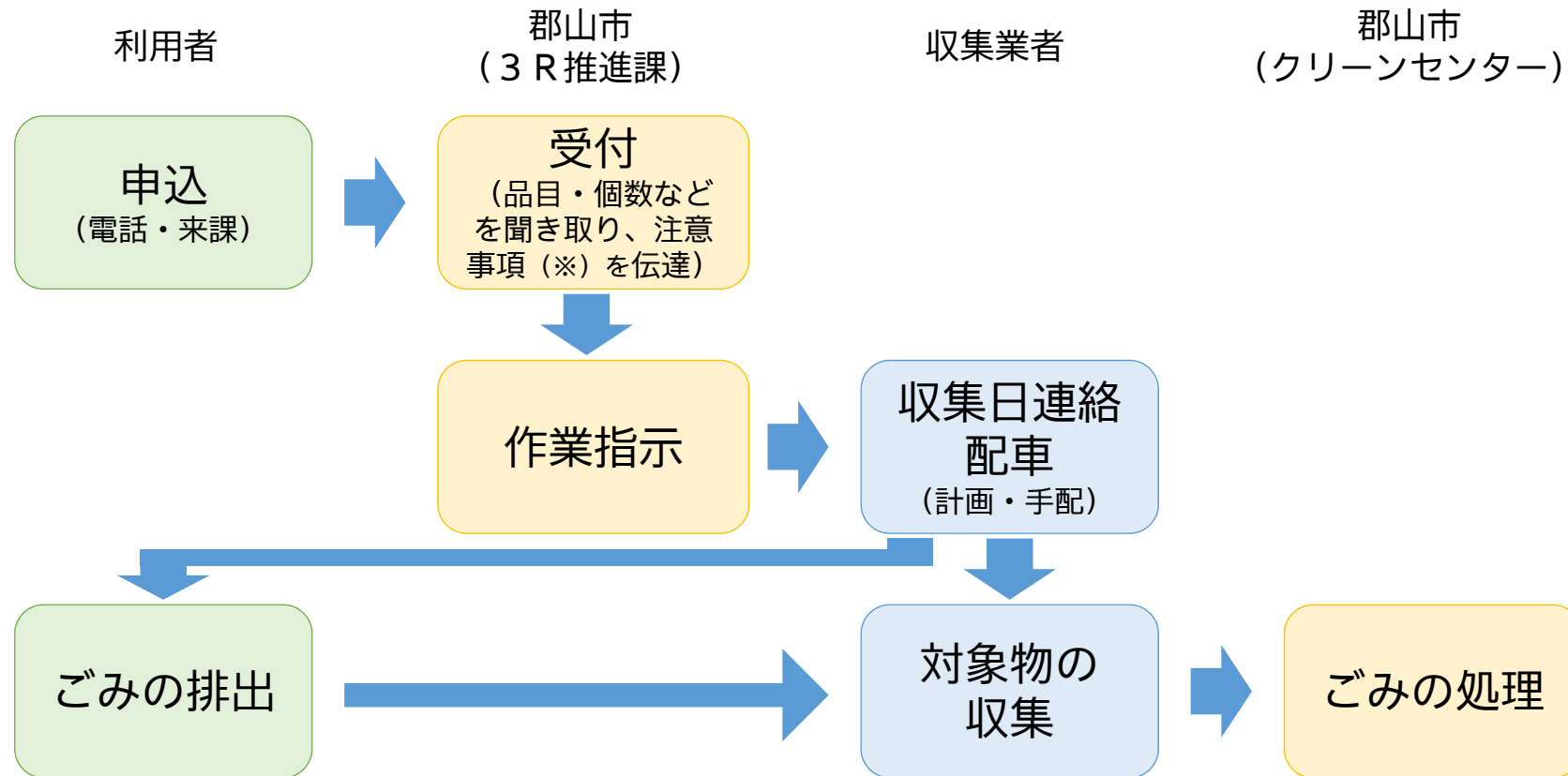
郡山市における定義（郡山市一般廃棄物処理実施計画に記載）（資料編 p13）

- 長さが1 mを超えるもの
  - ソファ、テーブル、ベッド、ベッドマットレス、自転車、物干し竿、スキー板等
- 重量が、10kgを超えるもの
  - 健康器具、浄化槽モーター（ブロワー）、大型電子レンジ等
- 箱型のものは、縦横高さ3辺の和が150 cmを超えるもの
  - たんす、棚、机、いす、こたつ等

（注）材質ではなく、大きさ、形状等によって決定するため、可燃／不燃いずれの場合も有りうる。

## 4 粗大ごみの処理の現状

### 4-2 粗大ごみ処理の流れ（現行）



#### (※) 注意事項

- 受け付けた1週間分を翌週に収集。
- 1回の収集は5点まで。
- 収集業者が効率を考え収集日を決めるため、収集日の指定は出来ない。
- 収集日に搬出してあれば立会いの必要なし。

# 4 粗大ごみの処理の現状

## 4-3 粗大ごみ収集の現状（申込回数等）（資料編 p14）

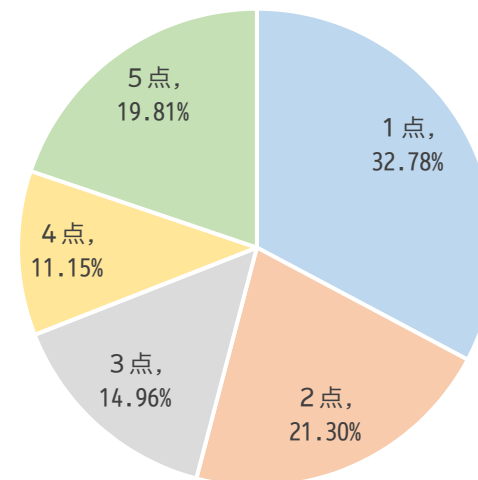
### 調査概要

調査対象期間	H29年10月～平成30年9月		
受付件数	17,882	件	
申込人数	14,167	人	
申込個数	47,196	点	
平均申込回数	1.26	回	
平均申込点数	2.64	点	
最大申込回数	12	回	
最大申込点数	60	点	

### 申込点数別 申込件数

申込点数	申込件数	割合
1点	5,862件	32.78%
2点	3,809件	21.30%
3点	2,676件	14.96%
4点	1,993件	11.15%
5点	3,542件	19.81%
合計	17,882件	100.00%

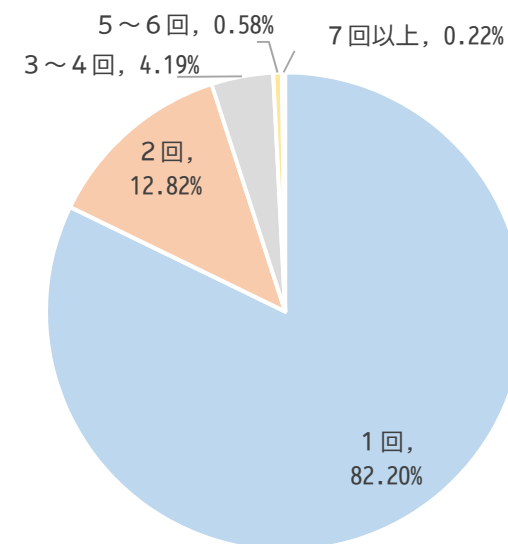
申込点数別 申込件数



### 申込回数別 粗大ごみ排出者数

申込回数	人数	延べ件数	割合
1回	11,645人	11,645件	82.20%
2回	1,816人	3,632件	12.82%
3回	458人	1,374件	3.23%
4回	135人	540件	0.95%
5回	58人	290件	0.41%
6回	24人	144件	0.17%
7回	11人	77件	0.08%
8回	9人	72件	0.06%
9回	4人	36件	0.03%
10回	6人	60件	0.04%
11回	人	件	0.00%
12回	1人	12件	0.01%
合計	14,167人	17,882件	100%

申込回数別 排出者数



# 4 粗大ごみの処理の現状

## 4-4 粗大ごみ収集の現状（品目等）（資料編 p15）

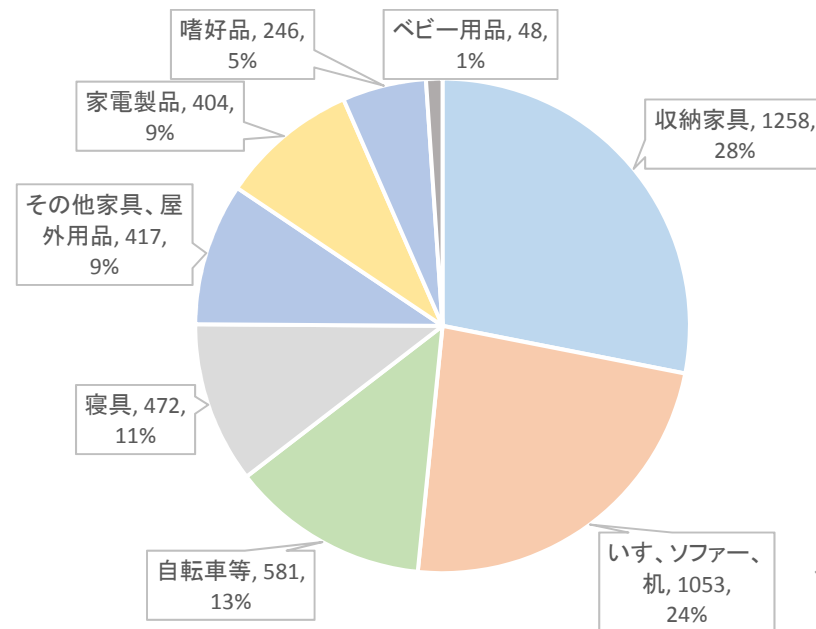
### 品目別 上位10種

順位	品目	点数	割合
1	自転車	570	12.7%
2	タンス	377	8.4%
3	いす	333	7.4%
4	ベッド	298	6.7%
5	ソファ	270	6.0%
6	コタツ	196	4.4%
7	テーブル	188	4.2%
8	マットレス	172	3.8%
9	棚	145	3.2%
10	スキー板	105	2.3%
	物干し竿	105	2.3%

### 区分別 個数割合

区分	個数	割合	上位3品目
収納家具	1,258	28.1%	たんす(377)、棚(145)、食器棚(102)
いす、ソファ、机	1,053	23.5%	椅子(333)、ソファ(270)、テーブル(32)
自転車等	581	13.0%	自転車(570)、三輪車(6)、車いす(5)
寝具	472	10.5%	ベッド(298)、マットレス(172)、電気布団(2)
その他家具、屋外用品	417	9.3%	物干し竿(105)、物干し台(24)、スーツケース(23)
家電製品	404	9.0%	こたつ(196)、こたつ天板(64)、マッサージ器(23)
スポーツ用品、健康器具	246	5.5%	スキー板(105)、健康器具(45)、スノーボード(26)
ベビー用品	48	1.1%	ベビー用品(38)、チャイルドシート(5)、滑り台(2)
合計	4,479	100.0%	

区分別 割合



## 5 粗大ごみの減量効果（想定）及び削減予想（資料編 p16）

### 処理費用適正負担によるごみ減量の特徴

- 料金設定が高額であるほど減量効果が大きい。
- 減量効果は導入翌年度に最も大きく現れる。
- 導入翌年度以降も減量効果は持続し、僅かずつだがごみ減量が進む。



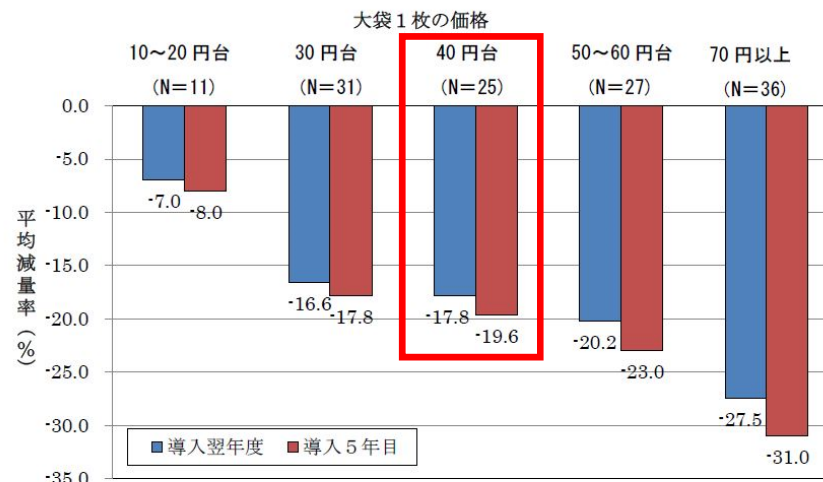
- ◆ 郡山市一般廃棄物処理基本計画では、2027年度を目標に2017年度と比較し、家庭ごみ、事業系ごみともに20%の減量を数値目標としている。



- ◆ 可燃・不燃ごみ袋の処理費用適正負担事例から類推すると、他自治体事例と同程度の金額の設定が必要と考えられる。

負担費用の価格帯別減量効果（山谷,2016）

図1 手数料水準と処分ごみの減量効果  
(2000年度以降有料化導入・単純従量制130市)



注) 有料化導入前年度比の平均減量率で表記。

## 6 粗大ごみ処理費用の適正負担導入に伴う懸案事項への対応

### 懸案事項

- ◆ 粗大ごみが、ごみ集積所に排出されることが懸念される。（違反ごみの発生）
- ◆ 粗大ごみが、山林等に投棄されることが懸念される。（不法投棄の発生。）

### 対 策

- ◆ 粗大ごみの適切な排出方法や処理費用の適正負担導入の意義について、既存の広報紙、ごみカレンダー、ウェブサイトにより広く周知するとともに、新たにSNS（LINE）を活用することで、これまで情報が届きにくかった若年層への周知も強化する。
- ◆ 集積所を管理する町内会等や集合住宅の管理者等と連携を強化し、違反ごみを収集しない（取り残し）等の対応を厳格化していく。
- ◆ 組織改編により清掃課と廃棄物対策課を3R推進課として一体化し、家庭ごみ、産業廃棄物を問わず監視体制を強化し、併せて警察、町内会、その他各種団体と連携し、不法投棄等の防止や発見時の対応を強化していく。

### 課 題

- ◆ 市外からの転入者や、市からの情報が周知しにくい自治会未加入者、単身者、外国人等への制度周知の工夫が必要である。
- ◆ 違反ごみに対し、取り残しをした場合の生活環境や交通安全への影響が想定されるため、通学路の安全確保等に対し留意する必要がある。
- ◆ ルール違反や不法投棄を繰り返す排出者への指導の徹底や罰則制度の検討が必要になる。

## 7 審議していただきたい事項

### 1 費用負担割合

- 粗大ごみ収集及び処理費用に対する利用者の費用負担割合

### 2 手数料の設定方法

- 品目別
- 定額制
- 重量制

### 3 手数料の納付方法

- 処理券販売方式
- 納付書送付方式
- 現金納付方式



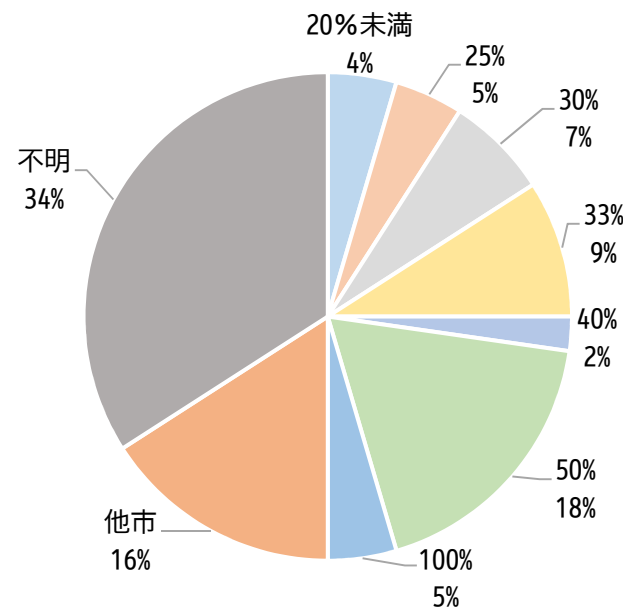
# 7 審議していただきたい事項

## 7-1 費用負担割合

### (1) 中核市における負担割合別 導入自治体数及び手数料

負担割合(※1)	自治体数	手数料(円)	最小手数料 平均(円)	最大手数料 平均(円)
20%未満	2	300~3,000	400	2,125
25%	2	200~1,080	640	840
30%	3	300~1,800	483	1,117
33%(1/3)	4	300~3,600	354	1,545
40%	1	520~1,560	520	1,560
50%	8	200~2,400	358	1,341
100%	2	300~2,140	1,220	1,970
他市(※2)	7	510~2,260	696	1,650
不明(※2)	15	40~2,100	367	1,199
<b>中核市全体</b>	<b>44</b>	<b>40~3,600</b>	<b>481</b>	<b>1,392</b>

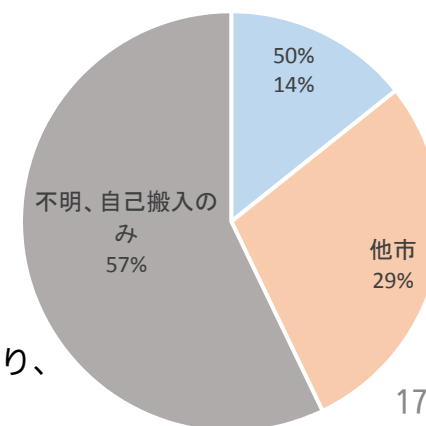
県内他市における負担割合



### (2) 県内他市における負担割合別 導入自治体数及び手数料

負担割合	自治体数	手数料(円)	自治体名(円)
50%	1	510~1,530	いわき市
他市(※2)	2	500~1,500	喜多方市、白河市
不明(※2)	2	1,330	二本松市、本宮市
自己搬入のみ	2	—	田村市、南相馬市

県内他市における負担割合



(※1) 負担割合は粗大ごみ収集運搬及び処理費用に対する利用者の手数料負担割合であり、各中核市における制度導入時のもの。(以下同じ)

(※2) 他市は、近隣都市との比較により設定、不明は根拠不明を示す。(以下同じ)

## 7 審議していただきたい事項

### 7-1 費用負担割合

粗大ごみ収集及び処理費用に対する利用者の費用負担割合について（資料編 p17）

① 粗大ごみ処理費用（平成25年度から平成29年度までの平均値）

収集運搬費用 (支出額)	+	処理費用 (按分により算出)	=	収集運搬処理費用 (A)
25,504千円	+	23,114千円	=	48,618千円

② 年間処理件数等

年間処理件数 (B)	1件あたり点数 (C)	粗大ごみ量 (D)	1件あたり重量 (D) / (B) = (E)	1点あたり重量 (E) / (C)
17,554件	2.64点	921,762kg	52.51kg/件	19.89kg/件

③ 負担割合別 金額

負担割合	100%	75%	50%	25%
品物1点あたり (A) / ((B) × (C))	1,049円/点	787円/点	525円/点	262円/点
申込1件あたり (A) / (B)	2,770円/件	2,077円/件	1,385円/件	692円/件
重量10kgあたり (A) × 10 / (D)	527円/kg	396円/kg	264円/kg	132円/kg

## 7 審議していただきたい事項

### 7-2 手数料の設定方法

#### (1) 中核市における手数料の設定方法

項目	方式	自治体数	割合 (%)
手数料の設定方法	品目別	21	47.7
	定額制	9	20.5
	重量制	14	31.8

#### (2) 県内他市における手数料の設定方法

項目	方式	自治体数	割合 (%)	自治体名
手数料の設定方法	品目別	3	42.8	いわき市、白河市、喜多方市
	定額制	2	28.6	二本松市、本宮市
	重量制	0	0	
	自己搬入のみ	2	28.6	田村市、南相馬市









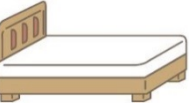

## 7 審議していただきたい事項

### 7-2 手数料の設定方法

#### ① 品目別（中核市21市、いわき市、白河市、喜多方市）

品目別に条例で金額を設定する方法。

金額の設定に当たっては、利用者及び市の手間を考慮し、重量、大きさごとに3段階程度に分けている自治体が多い。（資料編 p18~19）

品目	金額（円）
自転車 	¥ 
スキー板 	¥ 
テーブル 	¥ 
たんす 	¥ 
ベッド 	¥ 
...	...

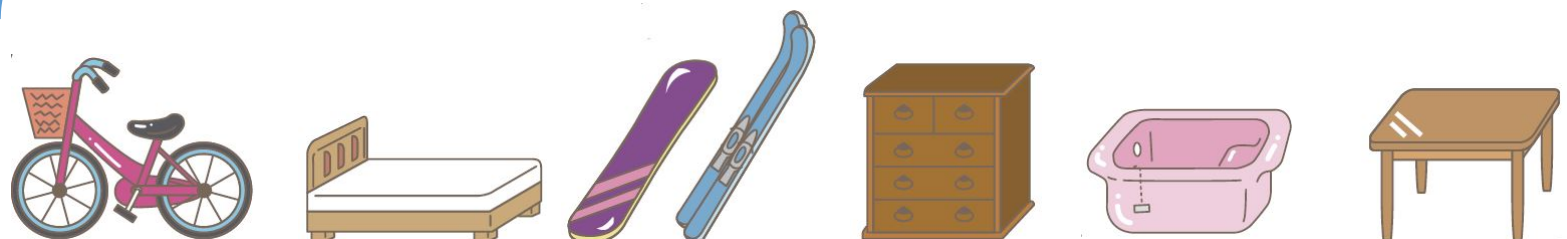
# 7 審議していただきたい事項

## 7-2 手数料の設定方法

### ② 定額制（中核市9市、二本松市、本宮市）

品物の重量、大きさに関わらず、1点あたりを定額とする方法。

手数料 × 品物の点数



### ③ 重量制（中核市14市）

品物の重量区分に応じて1点あたりの金額を決定する方法。

¥ ~ 15kg

10kg 12kg 15kg



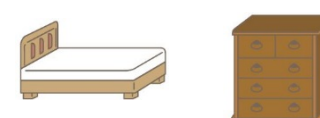
¥ ~ 30kg

17kg 20kg 30kg



¥ 31~kg

35kg 40kg



## 7 審議していただきたい事項

### 7-2 手数料の設定方法

項目	① 品目別	② 定額制	③ 重量制
手数料の分かりやすさ	△ 品目により料金が異なるため、利用者は金額を把握しづらい。 また、品目によっては寸法の確認が必要。	○ 個数に比例するので、利用者、市とも手数料が分かりやすい。	× 利用者が重量を量る必要があるため負担が大きい。また、重量物は測定が不可能。
公平性	○ 品物の大きさ、重量に応じて料金が設定されるため、不公平感が最も少ない。	× 軽量物、重量物ともに同じ金額となるため、品目により不公平感が大きい。	△ 品物の重量に応じて金額が設定されるため、比較的に不公平感が少ない。
他中核市の状況 (44市中)	21市	9市	14市
県内自治体	いわき市 白河市 喜多方市	二本松市 本宮市	—

## 7 審議していただきたい事項

### 7-3 手数料の納付方法

#### (1) 中核市における手数料の納付方法

項目	方式	自治体数	割合 (%)
手数料の納付方法	処理券販売	40	90.9
	納付書送付	1	2.3
	現金納付	3	6.8

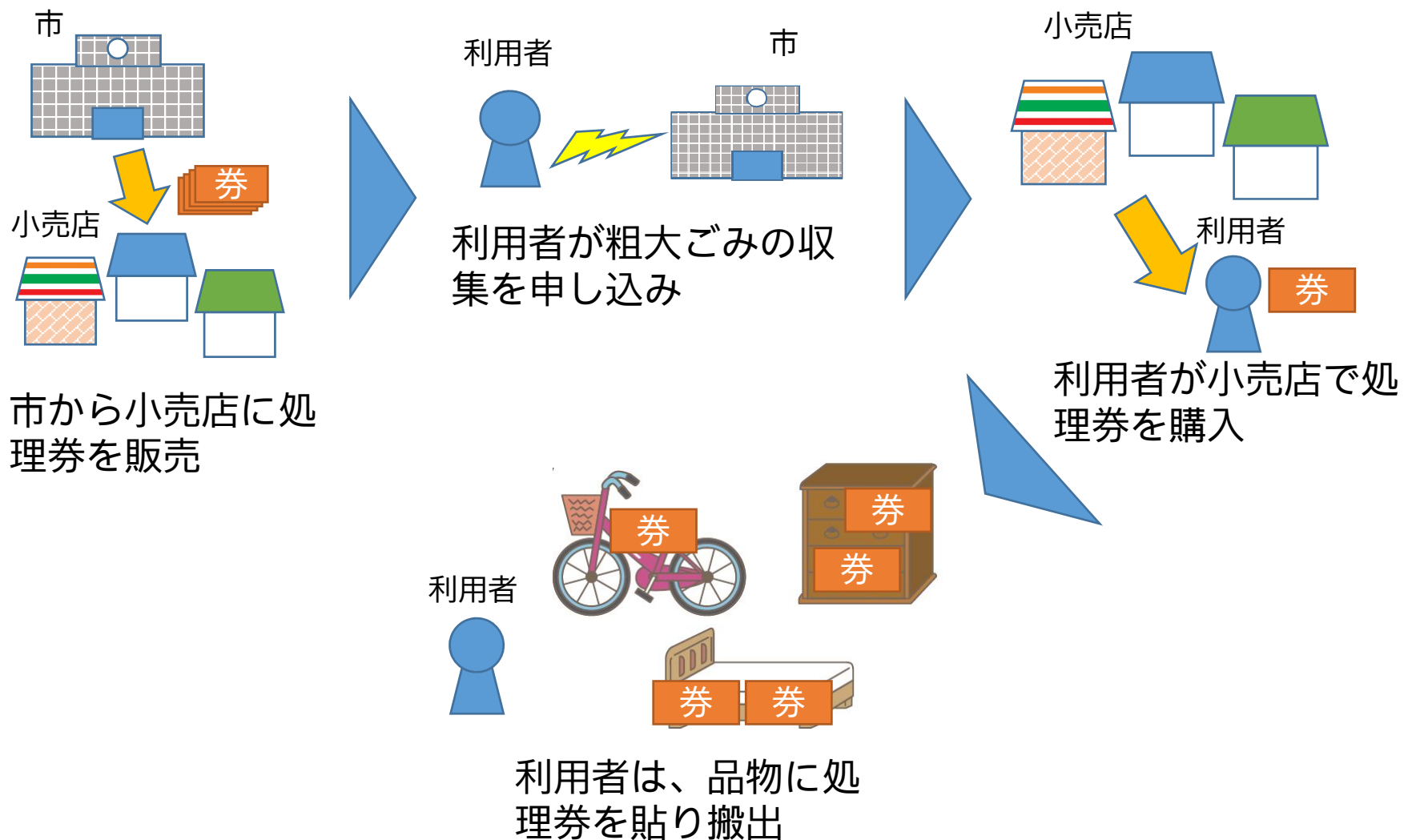
#### (2) 県内他市における手数料の納付方法

項目	方式	自治体数	割合 (%)	自治体名
手数料の納付方法	処理券販売	2	28.6	いわき市、喜多方市
	納付書送付	1	14.2	白河市
	現金納付	2	28.6	二本松市、本宮市
	自己搬入のみ	2	28.6	田村市、南相馬市

## 7 審議していただきたい事項

### 7-3 手数料の納付方法

#### ① 処理券販売方式（中核市40市、いわき市、喜多方市）

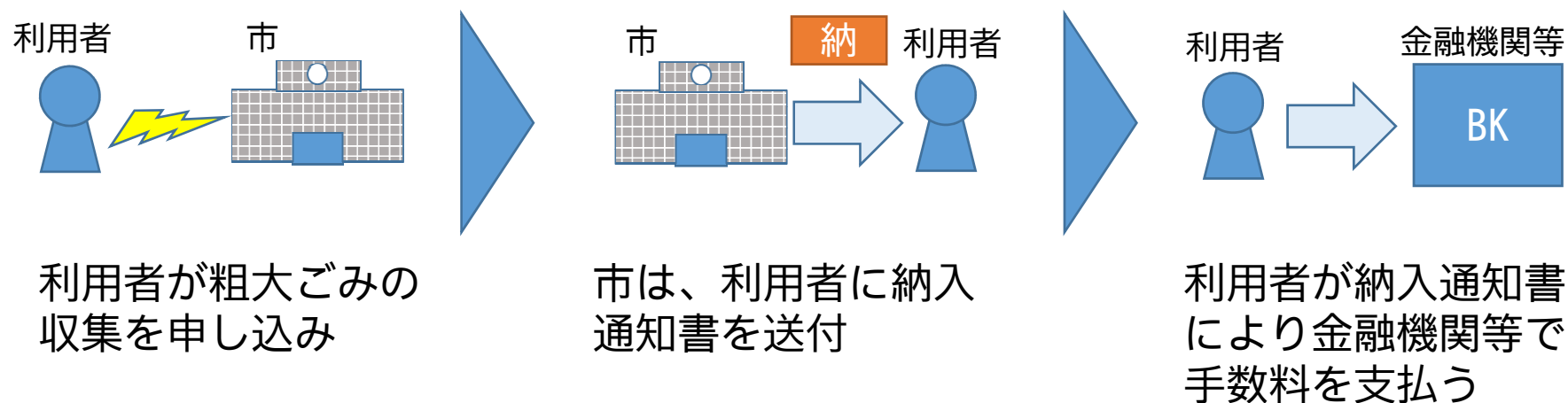




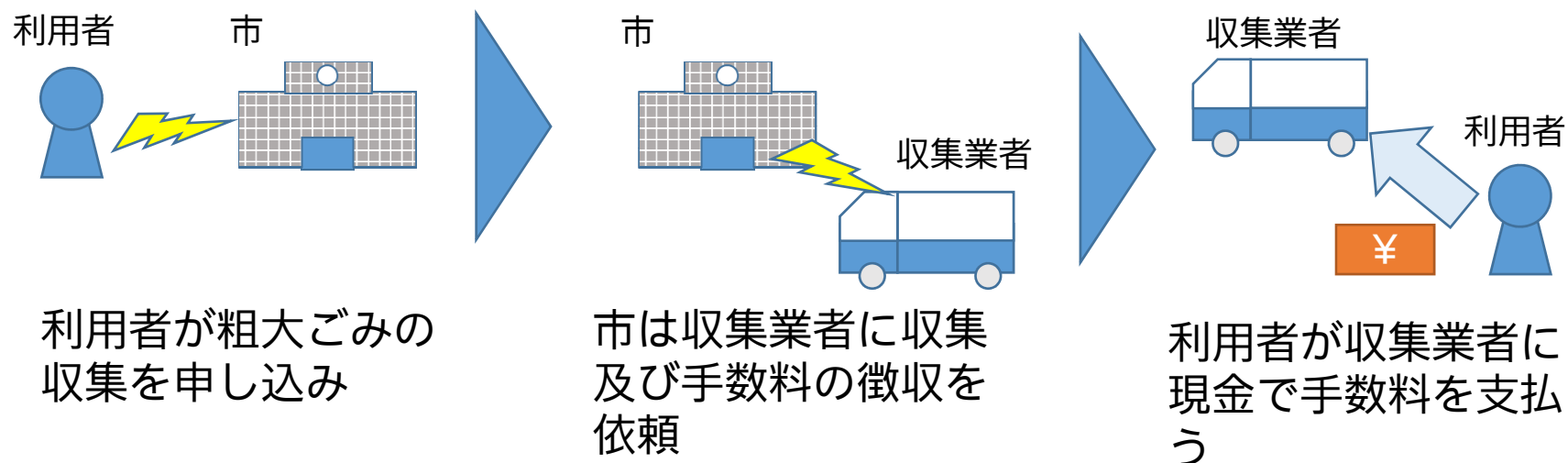
## 7 審議していただきたい事項

### 7-3 手数料の納付方法

#### ② 納付書送付方式（中核市1市、白河市）



#### ③ 現金納付方式（中核市3市、二本松市、本宮市）



## 7 審議していただきたい事項

### 7-3 手数料の納付方法

	① 処理券販売方式	② 納付書送付方式	③ 現金納付方式
利用者の利便性	○ 収集前に処理券を買う必要があるが、小売店が充実していれば負担は少ない。	△ 金融機関での納付のみのため利用者の負担が比較的大きい。	× 収集時に納付できる点では利便性が高いが、収集に立会わなければならない。
手数料の取扱い	○ 小売店への販売のみのため、金銭の管理は容易である。	× 納付確認前の収集のため、納付が滞る懸念もある。	× 紛失、徴収漏れ等の事故が懸念される。
市の業務	△ 事前に処理券を作成する必要がある。 また、処理券の管理配送方法等を検討する必要がある。	× 納付書発行と収納確認が必要になる。	× 収集業者が領収した収納額と収集品目・点数の確認が必要になる。
他中核市の状況 (44市中)	40市	1市	3市
県内自治体	いわき市、喜多方市	白河市	二本松市、本宮市

## 8 自己搬入の無料化の廃止について

### (1) 自己搬入とは

市の収集（ごみ集積所からの定期収集及び粗大ごみの戸別収集）を受けずに、富久山または河内クリーンセンターに自ら直接ごみを持ち込む処理方法。

### (2) 現状

- 搬入確認券を持参しない場合、10kgあたり54円の手数料がかかる。
- 搬入確認券を持参すれば可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを無料で自己搬入できる。（資源物は搬入確認券を持参しなくても無料）
- 搬入確認券は、市の窓口で交付している。
- 平成30年度取扱件数 11,363件
- 平成30年度取扱重量 1,359.57t

### (3) 懸念

ごみ減量を目的として処理費用の適正負担（有料化）を導入する場合には、無料でクリーンセンターに自己搬入できる搬入確認券は、減量効果の妨げとなることが懸念される。

### (4) 理由

- 無料で搬入できることにより、リユース等のごみ発生抑制効果が表れにくいことが懸念される。
- 自己搬入しても処理費用は発生するため、粗大ごみ処理申込者との費用負担の公平性が確保されない。